株 主 各 位

東京都新宿区西落合 1 丁目31番 4号 日本光電工業株式会社代表取締役 荻野 和郎

第55回定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととおよろこび申しあげます。

さて、当社第55回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、なにとぞご出席くださいますようご案内申 しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、お手数ながら後記の参考書類をご検討いただき、同封の議決権行使書用紙に 賛否をご表示、ご押印のうえご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬具

記

- 1. 日 時 平成18年6月29日(木曜日)午前10時
- 2.場 所 東京都新宿区西落合1丁目31番4号当社1号館4階ホール
- 3. 会議の目的事項
 - 報告事項 1. 第55期(平成17年4月1日から平成18年3月31日まで)営業報告書、貸借対照表および損益 計算書報告の件
 - 2. 第55期(平成17年4月1日から平成18年3月31日まで)連結貸借対照表および連結損益計算書ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

決議事項

第1号議案 第55期利益処分案承認の件

第2号議案 定款一部変更の件 (議案の要領は、後記の「議決権の行使についての参考書類」(26頁から 37頁)に記載のとおりであります。

第3号議案 退任取締役に退職慰労金贈呈の件

以上

お願い 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い 申しあげます。

営業報告書 (平成17年4月1日から) 平成18年3月31日まで)

1. 営業の概況

(1) 企業集団の営業の経過および成果

当期、わが国においては、平成16年4月に実施された国立病院・国立大学の独立法人化をはじめ、医療費抑制を目的とする医療制度改革が進展し、医療機器業界においては厳しい経営環境が続きました。 医療機関はさらなる医療の質の向上と経営の効率化を迫られ、グループ共同購入等の支出抑制を図っており、医療機器においても市場価格が低下する等、企業間の競争が一段と激化しました。 また、平成16年7月に厚生労働省が一次救命措置のための自動体外式除細動器(AED [Automated External Defibrillator])の使用を一般市民にも認めたことにより、新たにPAD(Public Access Defibrillation/一般市民によるAEDを用いた除細動)市場が形成され、急速に普及が進みましたが、参入企業による競争も激化しました。

海外においては、欧米の大型企業が合併により勢力拡大を図る一方、アジア等の新興企業が商品力をつけ、 低価格戦略で先進国市場に進出しており、価格競争が一層進みました。

当社グループはこのような状況下で、ユーザオリエンテッドな新商品を低コストでスピーディに開発・投入し、グループの総力を結集して販売し、シェアアップに注力しました。 昨年度、経営基盤および経営体質の強化を図るため、平成18年度(2007年3月期)までの3ヵ年中期経営計画をスタートさせました。 当期はその中間年度にあたり、国内では、グループ事業のさらなる効率化・最適化を図るため、昨年4月に心臓ペースメーカの販売促進活動を行っていた子会社の事業を当社に統合し、循環器分野事業の一層の拡大・強化を図りました。 また、ユーザ講習会・社員教育・研修の企画運営、グループ内の総務・厚生関連業務を行っていた子会社2社の事業を当社に統合し、経営管理の簡素化や業務の効率化を図りました。 9月には医療機器・健康機器・コンピュータ等の他社製品を当社グループ各社に卸売販売・サービスを行っていた子会社1社を、グループ内で同種の事業を展開する部門と統合再編いたしました。 海外では、米州、欧州、アジア州の3極体制を構築する一環として、海外販売網の強化整備を進め、10月に中東地域での販売を強化するために中東駐在員事務所をドバイに設立しました。

この結果、当期の売上高は前期比7.8%増の903億6千7百万円となりました。 損益面では、人員増強や海外販売の伸長等による販管費の増加があったものの、増収効果や為替差益の寄与もあり、経常利益は前期比6.0%増の80億8千3百万円となりました。 当期純利益は、前期の子会社清算に伴う税負担軽減の反動等から、前期比11.8%減の57億8千8百万円となりました。

第1表 企業集団の売上高・経常利益・当期純利益

	X		分		前 期 (平成 17 年 3 月期)	当 期 (平成 18 年 3 月期)	前	期	比	
					百万円	百万円				%
売		上		高	83,807	90,367			107.8	
経	常		利	益	7,624	8,083			106.0	
当	期	純	利	益	6,562	5,788			88.2	

<市場別の状況>

国内市場においては、国立病院向け売り上げは独立法人化の影響により前期実績を若干下回りましたが、大学、私立病院、診療所向けは前期実績を上回りました。 大学では、新築移転に伴う大口商談もあり、生体計測機器や生体情報モニタ、システムネットワーク商品が好調に推移しました。 また、PAD市場を中心にAED型除細動器が好調に推移しました。 この結果、国内売上高は前期比4.7%増の717億7千3百万円となりました。

海外市場においては、米州、欧州、アジア州の全地域で、脳神経系群や生体情報モニタ、除細動器が好調でした。 この結果、海外売上高は米州77億3千2百万円、欧州46億3千3百万円、アジア州53億7千9百万円、その他の地域8億4千8百万円、合計では前期比21.8%増の185億9千3百万円となり、連結売上高に占める割合は20.6%となりました。

<商品別の状況>

「生体計測機器」では、全般的に好調に推移し、国内で心電計群や心臓カテーテル検査用ポリグラフ、海外では脳神経系群が好調でした。 この結果、売上高は前期比14.2%増の154億7百万円となりました。 新商品としては、心臓カテーテル検査装置のエンサイトEPワークステーションや携帯用の睡眠時無呼吸検査装置があります。

「生体情報モニタ」では、国内でテレメータモニタ等が好調に推移し、海外でもベッドサイドモニタを中心に全地域で好調でした。 この結果、売上高は前期比11.9%増の188億3千8百万円となりました。 新商品としては高機能ベッドサイドモニタやBIS (Bispectral Index)モニタがあります。

「治療機器」では、国内で医療施設・救急車向けの除細動器や、PAD市場を中心にAED型除細動器が 好調に推移し、海外でも医療施設向けの除細動器が好調でした。 この結果、売上高は前期比29.2%増の124 億6千8百万円となりました。 新商品としては、バイフェージックタイプ除細動器があります。

「医療用品」では、国内でカテーテル類やディスポーザブル電極、センサ類の消耗品が好調で、修理・保守等も前期実績を上回りました。 海外でも消耗品が好調でした。 この結果、売上高は前期比5.1%増の276億6百万円となりました。 新商品としては、PTCAカテーテルや血栓吸引力テーテルがあります。

「その他」では、国内で一般仕入商品が減少し、海外では血球計数器が前期実績を下回りました。 この 結果、売上高は前期比8.8%減の160億4千6百万円となりました。 新商品としては、全自動血球計数器、免疫反応測定装置、病院業務支援システムがあります。

第2表 企業集団の商品群別売上高

		X		分			売 上 高	前期比	構成比
生	体	計		測	機	器	百万円 15,407	114.2	17.1
生	体	情	報	Ŧ	=	タ	18,838	111.9	20.8
治		療		機		器	12,468	129.2	13.8
医		療		用		品	27,606	105.1	30.5
そ			Ø			他	16,046	91.2	17.8
合						計	90,367	107.8	100.0
う	ち	海	外	売	上	高	18,593	121.8	20.6

(2) 企業集団が対処すべき課題

国内では医療制度改革が進展する中、本年4月には診療報酬の過去最大幅のマイナス改定、包括評価対象病院の拡大が実施される等、病院経営はさらなる医療の質の向上と効率化が求められており、医療機器業界の競争も熾烈さを増しています。 海外ではM&Aにより巨大化する画像系企業や、アジア等の新興企業の進出によって競争激化が一層進んでいます。

このような当社グループを取り巻く医療環境の変化を踏まえ、さらに厳しさが増す競争に打ち勝ち成長するため、経営ビジョンとして掲げた『医用電子機器メーカとしてのグローバルブランドを確立する』こと、そして『2009 年度までに売上高 1,000 億円、経常利益 100 億円、海外売上高比率 25%を目指す』ことの実現に向けて、現在、3ヵ年中期経営計画を推進しています。 当計画の最終年度である平成 18 年度 (2007 年3月期)の目標は、売上高 930 億円、経常利益 80 億円、海外売上高比率 20.5%としています。これまでの取り組みの集大成として、当計画の達成に全力を挙げてまいります。

商品戦略では、当社の基盤技術『ヒューマン・マシン・インターフェイス』であるセンサ技術や信号処理技術を強化し、商品の付加価値を高めグローバルな競争に打ち勝つ商品開発を強力に推進します。 高度化する医療技術への対応として、本年4月に神戸医療機器開発センター内に開設した神戸研究室では産官学連携を深め、新医療技術の探索と開発に注力していきます。 今般の診療報酬改定で電子化加算が新設され、成長が見込まれる病院のIT化に対応する医療情報システムについては、医療の質の向上、経営の効率化、医療機関の情報共有化に貢献する使い勝手の良い商品の提供を目指し、開発を進めていきます。 これらの商品開発では開発スピードの迅速化とコストダウン、そして高品質を追求していきます。 また、当社の技術、商品でカバーできないものは、世界のトップクラスの技術・商品を導入し、顧客のニーズに総合的に応えていきます。

国内販売戦略では、麻酔科を中心とした急性期病院市場、検査機器市場向けに病院IT化推進への対応として、臨床情報システムや診断情報システム等のシステムネットワーク商品を核に売上の拡大を目指します。また、診療所市場に対しては、新規開業支援ビジネスを確立し、販売強化を図ります。 新たな市場として成長が見込まれるPAD(Public Access Defibrillation/一般市民によるAEDを用いた除細動)市場に

対しては、自動体外式除細動器(AED [Automated External Defibrillator])の普及を促進し、シェアアップを目指します。 医療機関の医療安全対策に対して、当社の保守・アフターサービス事業の強化や安全・品質管理体制の強化により顧客満足度を高めるサポートをさらに推進していきます。

海外販売戦略では、米州、欧州、アジア州の3極体制の構築に向け、直轄販売網と代理店網の整備を進めていきます。 また、アフターサービス体制の強化やロジスティック体制の整備も行い、海外事業の拡大とグローバルブランドの浸透を図っていきます。 海外での検体検査機器の設置台数増加に伴い、本年4月にイタリアに試薬工場を設立し、純正試薬の供給体制を整え、海外における検体検査ビジネスの拡大・強化を図ります。これらの日本を含めたグローバルな事業展開を支えるため、業務機構改革を進め、コストダウンの推進と生産体制の強化、納期の短縮等も図ります。

以上の諸課題に全力で取り組み、さらなる高収益体質の構築を目指します。

なお、商品開発体制の強化・充実を図るため、技術・開発部門を従来の西落合事業所に集約し、本社管理 部門および営業関係部門を新設の東中野事業所に本年5月下旬から順次移転することとしています。

(3) 企業集団の設備投資の状況

当期は、総額13億3千6百万円の設備投資を実施しました。 主な内容は、金型、測定器、IT機器などの取得です。

(4) 企業集団の資金調達の状況

設備投資などの所要資金は、自己資金を充当しました。

(5) 企業集団および当社の営業成績および財産の状況の推移 企業集団の営業成績および財産の状況の推移

				<u>x</u>			分			第 (平成1	52 5年 3	期 月期)	第 (平成	53 其 16年 3 月	明 月期)	第 (平成	54 17年 3	期 3月期)	第 (当 (平成	55 ;18年 3	期 期) 月期)
売				上				高(音	万円)		75,	739		83,13	3		83,	807		90,3	67
経			常		禾	ij		益(百	万円)		3,	168		5,95	8		7,	624		8,0	83
当		期		純		利		益(百	万円)		2,0	082		3,67	8		6,	562		5,7	88
1	株	当	た	り当	其	月紅	利	益	(円)		45	. 26		80.9	0		145	.21		128.	56
総				資				産(1	万円)		60,3	320		64,27	7		67,	477		73,5	10
純				資				産(1	万円)		30,8	301		34,45	9		40,	122		45,5	40
1	株	<u> </u>	á	た!)	純	資	産	(円)		688	.03		769.3	7		902	.66	1	1,025.	40

- (注) 1. 第52期においては、国内および海外市場が好調に推移し増収増益となりました。
 - 2. 第53期においては、国内市場が好調だったことに加え、海外市場の売上が大幅に伸び、増収増益となりました。
 - 3. 第54期においては、海外市場が好調だったため、増収増益となりました。
 - 4. 第55期については、「企業集団の営業の経過および成果」に記載のとおりです。

当社の営業成績および財産の状況の推移

			X			分			(平	第 52 成15年 3	期 月期)	第 53 (平成16年	3 期 3月期)	第 (平成17	54 期 7年3月期)	第 (当 (平成1	55 期 期) 8年3月期)
売			٢	Ė			Ē	(百万円)		41,0	94	47	,561		50,084		58,061
経		常			利		註	[百万円]		2,4	17	4	,181		6,027		7,346
当		期	紅	ŧ	禾	IJ	À	[百万円]		1,4	61	2	,533		5,610		5,867
1	株	当た	IJ	当	期	純	利益	善 (円)		31.	73	5	5.59		124.28		130.74
総			貸	Ž			產	[(百万円)		49,4	04	52	2,380		57,984		66,444
純			貸	Ĩ			產	[(百万円)		28,8	12	31	,453		36,085		41,427
1	株	当	た	IJ	純	資	Ē	[円]		644.	19	70	2.41		812.07		933.02

2. 会社の概況(平成18年3月31日現在)

(1) 企業集団の主要な事業内容

当社グループは、医学と工学との境界技術を開発して、それに関連した高水準の医用電子機器およびシステムの製造・販売ならびに輸出入を主として行っています。

	٥	<u>x</u>	分	}		内容
生	体	計	測	機	器	脳波、心電図、血圧、呼吸などの生体現象を計測記録する機器(脳波計、誘発電位・筋電 図検査装置、心電計、ポリグラフ、呼吸機能検査装置など)および診断情報システムなど
生	体	情 幸	後 モ	=	タ	集中治療室、手術室、一般病棟等で、心電図、呼吸、SpO2(動脈血酸素飽和度)、N IBP(非観血血圧)等の生体情報を連続的にモニタリングする装置(セントラルモニ タ、ベッドサイドモニタなど)および臨床情報システムなど
治		療	機		器	除細動器、心臓ペースメーカ、人工呼吸器、患者加温システムなど
医		療	用		品	記録紙・電極・試薬などの消耗品、カテーテル、保守パーツなど
そ		ď	ת		他	血球計数器、救急用伝送装置、携帯型救急モニタ、超音波診断装置、トランスなど

(2) 企業集団の主要な営業所および工場

営業所: 当社のほか、国内市場については販売子会社10社が、海外市場のうち北米、欧州市場については、

販売子会社5社が、中国市場については合弁会社も販売しています。 東南アジア市場については シンガポールの子会社が、また、韓国市場については韓国の子会社が販売促進活動を行っています。

工 場: 当社川本工場(埼玉県深谷市)

日本光電富岡(株)(群馬県富岡市)

(株光電エンジニアリング(埼玉県所沢市)

上海光電医用電子儀器(有)(中国上海市)

(3) 株式の状況

会社が発行する株式の総数 発行済株式の総数

株主の数

大株主の状況(上位10名)

98,986,000株 45,765,490株

7,990名(前期末比2,367名增)

株主名	当社への	出資状況	当社の当該株主	Eへの出資状況
株主名	持 株 数	議決権比率	持 株 数	出資比率
日 本 ト ラ ス テ ィ ・ サ ー ビ ス 信 託 銀 行 株 式 会 社 (信 託 口)	千株 3,661	8.27	千株	%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	2,887	6.52		
株式会社埼玉りそな銀行	2,096	4.73		
東芝メディカルシステムズ株式会社	1,990	4.49		
富士通株式会社	1,063	2.40	18	0.00
メロン ハ・ンク エヌエー アス・ エーシ・ェント フォー イッツ クライアント メロン オムニハ・ス ユーエス ヘ゜ンション	1,023	2.31		
荻 野 義 夫	982	2.21		
日本興亜損害保険株式会社	974	2.20	24	0.00
日本生命保険相互会社(特別勘定年金口)	958	2.16		
株式会社三菱東京UFJ銀行	862	1.94		

- (注) 1. 当社は、㈱埼玉りそな銀行の持株会社である㈱りそなホールディングスの株式1,950株(出資比率0.01%)を保有しています。
 - 2. 当社は、(株三菱東京UFJ銀行の持株会社である(株)三菱UFJフィナンシャル・グループの株式146株(出資比率0.00%)を保有しています。
 - 3. 当社は、自己株式1,439千株を保有していますが、上記の大株主からは除いています。
 - 4. 上記株主の荻野義夫氏は、平成17年10月30日逝去されました。荻野義夫氏名義の株式は平成18年3月31日現在名義書換未了です。

(4) 自己株式の取得、処分等および保有

取得株式

普通株式 33,013株 取得価額の総額 57,147千円

処分株式

普通株式 1,415株 処分価額の総額 2,106千円

決算期における保有株式 普通株式 1,439,613株

(5) 企業集団の従業員の状況

企業集団の従業員数

区分	従業員数	前期末比増減
国内会社	2,634 [279] 名	+232 名
海外会社	349 [36]	+30
合 計	2,983 [315]	+262

- (注) 1. 従業員数は就業人員(当社グループから当社グループ外への出向者を除き、当社グループ外からの出向受入者を含む。)です。
 - 2. 従業員数欄の[外書]は、臨時従業員(非常勤嘱託、臨時社員およびパートタイマ)の平均雇用人員です。

当社の従業員数

従業員数		前期末比増減	
1,033[61]	名	+178	名

- - 2. 従業員数欄の「外書」は、臨時従業員(非常勤嘱託、臨時社員およびパートタイマ)の平均雇用人員です。

(6) 主要な借入先

借入先	借入金残高	借入先が有す	る当社の株式	借入目的
	间八亚 戏 同	持 株 数	議決権比率	
	百万円	千株	%	
株式会社埼玉りそな銀行	796	2,096	4.73	運転資金、関係会社貸付
株式会社三井住友銀行	224	200	0.45	"
株式会社三菱東京UFJ銀行	140	862	1.94	"
株式会社群馬銀行	140	279	0.63	"
株式会社みずほ銀行	72	251	0.56	ıı .

(7) 企業結合の状況 重要な子法人等の状況

会 社 名	資 本 金	当 社 の 議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
		%	
日本光電北海道株式会社	90百万円	100	医 用 電 子 機 器 販 売
日本光電東北株式会社	120百万円	100	ıı .
日本光電東関東株式会社	125百万円	100	"
日本光電北関東株式会社	91百万円	100	"
日本光電東京株式会社	149百万円	100	ıı .
日本光電南関東株式会社	97百万円	100	ıı .
日本光電中部株式会社	140百万円	100	ıı .
日本光電関西株式会社	202百万円	100	ıı .
日本光電中四国株式会社	175百万円	100	ıı .
日本光電九州株式会社	80百万円	100	ıı .
日本光電アメリカ株式会社	4,741千米ドル	100	ıı .
日本光電ヨーロッパ有限会社	2,500千ユーロ	100	ıı .
日本光電フランス有限会社	400千ユーロ	(100)	ıı .
日本光電イベリア有限会社	250千ユーロ	(100)	ıı .
日本光電イタリア有限会社	25千ユーロ	(100)	ıı .
日本光電シンガポール株式会社	100千8ドル	100	医用電子機器販売促進
日本光電コリア株式会社	200百万ウォン	100	ıı .
株式会社光電エンジニアリング	60百万円	100	医 用 電 子 機 器 製 造
日本光電富岡株式会社	496百万円	100	医用電子機器・トランスの製造、当社製品の保管・運送
上海光電医用電子儀器有限公司	5,145千米ドル	59	医用電子機器製造 · 販売
N K U S ラ ボ 株 式 会 社	500千米ドル	100	医 用 電 子 機 器 開 発
メディネット光電医療軟件上海有限公司	250千米ドル	100	医用電子機器用ソフトウエア開発
日本光電サービス株式会社	480百万円	100	医用電子機器修理・保守および部品販売
日本光電企画センタ株式会社	20百万円	100	広報、宣伝、製品取扱説明書の企画制作
日本光電情報システム株式会社	80百万円	100	情報通信、情報処理システムの企画・開発およびコンサルティング

- (注) 1. 当社の議決権比率の()書きは、日本光電ヨーロッパ侑の保有する議決権比率を示しています。
 - 2. 上海光電医用電子儀器(前については、出資比率を記載しています。

企業結合の経過

清算手続中でありました日本光電コルテック(株)、日本光電研修センタ(株)および日本光電総務(株)の3社は、それぞれ当期中に清算結了しました。

平成17年9月30日付で解散を決議した日本光電ウエルネス(株は、平成18年3月27日付で清算結了しました。 日本光電情報システム(株)は、平成18年3月31日付での解散を決議し、清算手続きを開始しました。

企業結合の成果

当社の連結子法人等は25社です。平成17年6月30日付で持分法適用関連会社であるドレーゲル光電㈱の株式を売却したため、持分法適用関連会社は㈱コンコルド電子工業の1社となりました。

連結決算の概要は、「1.営業の概況」に記載のとおりです。

(8) 取締役および監査役

	ź	会社に	おける地位	立および担当または主な職業	氏		ź	3
代 表	取 締	役 社	長		荻	野	和	郎
専 務	第 取	締	役	(営業・コンプライアンス担当)	中	田	秀	明
専 務	第 取	締	役	(研究開発本部長)	鎗	田		勝
常務	第 取	締	役	(総務・人事部長・IT・法務担当)	神	原	宏	臣
常務	第 取	締	役	(システム事業本部長)	鈴	木	文	雄
常務	第 取	締	役	(日本光電富岡株式会社代表取締役社長)	篠	﨑	或	雄
取	締		役	(品質管理本部長)	原	澤	栄	志
取	締		役	(商品事業本部長)	杉	Щ	雅	己
取	締		役	(事業本部長)	大	野	浩	平
取	締		役	(海外事業本部長)	上平	田	利	文
取	締		役	(経営企画室長)	赤	羽		武
取	締		役	(営業本部長)	土	井	治	人
取	締		役	(経理部長)	白	田	憲	司
常重	カ 監	查	役		伊 地	知	溫	威
常重	カ 監	查	役		斉	藤		久
監	查		役		青	木	邦	泰
監	查		役	(慶應義塾大学教授、弁護士)	加	藤		修

- (注) 1. 上表 印の各氏は、平成17年6月29日開催の第54回定時株主総会において新たに選任され、就任しました。
 - 2. 平成17年6月29日付で常務取締役鎗田勝氏は専務取締役に就任しました。
 - 3. 当期中の退任取締役および退任監査役は次のとおりです。

(平成17年6月29日退任)

専務取締役 伊地知 溫威

取締役 斉藤 久常勤監査役 前川 重博常勤監査役 原田 冬樹

4. 監査役のうち青木邦泰、加藤修の両氏は、株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第18条第1項に定める社外監査役です。

(9) 会計監査人に対する報酬等の額

当社および当社の子法人等が会計監査人に支払うべき報酬等の合計額	23百万円
上記 の合計額のうち、公認会計士法(昭和23年法律第103号)第2条第1項の業務(監査証明業務)の対価として支払うべき報酬等の合計額	23百万円
上記 の合計額のうち、当社が会計監査人に支払うべき会計監査人としての報酬等の額	23百万円

- (注) 当社と会計監査人との間の監査契約において商法特例法に基づく監査と、証券取引法に基づく監査の監査報酬の額 を区分していませんので、 の金額には証券取引法に基づく監査の報酬等の額を含めています。
- 3. 決算期後に生じた企業集団の状況に関する重要な事実特記すべき事項はありません。

貸借対照表

(平成18年3月31日現在)

科目	金	額	科	目	金額
(資産の部)		百万円	(負 債	の 部)	百万円
一流動資産		51,463	•	(表) (15 <i>)</i> (表)	24,712
現金及び預	金	6,928		掛金	17,167
	形	262		借入金	1,422
	金	23,765		払金	734
商	品	2,049	未 払 法		1,991
製 半 製 原 材 仕 掛	品品	3,196	未 払	費用	853
半 製 原 材	料	9 91		受 金	156
	品	81		り金	2,008
貯蔵	品	1		引 当 金	368
短 期 貸 付	金	5,735		の 他	8
前渡	金	44	固定負	債	304
繰 延 税 金 資	産	930	長 期	借入金	16
未 収 入	金	7,737	役員退職愿	过労金引当金	255
未 収 入 そ の 固 定 資 産	他	629 14,980	繰 延 税	金負債	32
│		5,943	 負 債	合 計	25,016
建	物	2,061	只 !!		20,010
	物	36	(資本	の 部)	
機 械 及 び 装	置	235	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	金 金	7,544
車 両 運 搬	具	17		_亚 金	10,485
	品	1,302		_亚 準 備 金	10,482
	地定	2,008		年 湘 並 『本剰余金	
建 設 仮 勘 無形固定資産	佐	282 255			2
	権	255		式 処 分 差 益 金	2 22 242
電話加入権・施設利用		18			22,819
ソフトウェ	ア	235		準備金	1,149
投資その他の資産		8,781		積 立 金	15,360
	券	4,627	別途	積 立 金	15,360
	式	2,300		処 分 利 益	6,310
	金	1,334	その他有価証券評価		1,592
長期貸付 その	金他	27 871	自己株:	式	1,014
貸 倒 引 当	金	380	資 本	合 計	41,427
資 産 合 計		66,444	負債及び	資本合計	66,444

損益計算書

平成17年4月1日から 平成18年3月31日まで)

			科	目		金	額
							百万円
	営業		営 業	以 益		58,061	
	耒 損		壳	上	高	58,061	
経	営業損益の部		営 業	費用		52,136	
常	部		壳	上原	価	34,218	
币			斯	売費及び一般管理	費	17,918	
損		Ī	営	業利益		5,925	
3.4	224		営 業	外 収 益		1,532	
益	営業		受		金	760	
の	外		羔		益	437	
	損益		-7		他	334	
部	盆 の		営 業	外 費 用		111	
	部		支		息	20	
			7		他	91	
			経	常 利 益		7,346	
特			特別			483	
別			Į.			164	
損 益			7		益	131	
益 の			找		益	188	
部			特 別			27	
			<u></u>		用	27	
		税	引 前	当期 純 利 益		7,802	
		法	人 税 、	住民税及び事業税		2,450	
		法	人 移	. 等調整額		515	
		当	期	純 利 益		5,867	
		前	期	繰 越 利 益		1,019	
		中	間	配 当 額		576	
		当	期未	. 処 分 利 益		6,310	

貸借対照表および損益計算書の注記事項

- 1. 重要な会計方針
 - (1) 有価証券の評価基準および評価方法

子会社株式および関連会社株式... 移動平均法による原価法によっています。

その他有価証券

時 価 の あ る も の…… 期末日の市場価格等に基づく時価法によっています。

(評価差額は全部資本直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しています。)

時 価 の な い も の..... 移動平均法による原価法によっています。

(2) デリバティブの評価基準および評価方法

デリバティブ (為替予約取引) は、時価法によっています。

(3) たな卸資産の評価基準および評価方法

評価基準は原価法、評価方法は下記のとおりです。

商品・製品・半製品.....総平均法

仕 掛 品……...個別法

原 材料・貯蔵品.......最終仕入原価法

(4) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産

定率法によっています。

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く。)については定額法によっています。

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物及び構築物 4~50年

機械装置及び車両運搬具 2~15年

無形固定資産

定額法によっています。

なお、ソフトウエアについては利用可能期間(3~5年)に基づく定額法によっています。

- (5) 引当金の計上基準
 - 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、 個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しています。

當与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しています。

很職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき計上しています。

数理計算上の差異は、各期の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数 (5年)による定率法により 按分した額をそれぞれ発生の翌期から費用処理することとしています。

なお、当期末における年金資産が退職給付債務を上回るため、前払年金費用(43百万円)を投資その他の資産の「その他」に含めて計上しています。

役員退職慰労金引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく当期末要支給相当額を計上しています。 これは商法施行規則第 43条に規定する引当金です。

(6) 外貨建の資産および負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しています。

(7) リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引 に係る方法に準じた会計処理によっています。

(8) ヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっています。

ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ会計を適用したヘッジ手段とヘッジ対象は下記のとおりです。

ヘッジ手段:為替予約取引 ヘッジ対象:外貨建予定取引

ヘッジ方針

外貨建予定取引の為替変動リスクをヘッジするため、為替予約取引を行うものとしています。

(9) 消費税等の会計処理

消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。

(10)関係会社特例規定

関係会社に関する記載および注記は、商法施行規則第48条第1項の関係会社特例規定に基づいています。

2. 会計方針の変更

(固定資産の減損に係る会計基準)

当期より、固定資産の減損に係る会計基準(「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」(企業会計審議会平成14年8月9日))および「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第6号 平成15年10月31日)を適用しています。これによる損益への影響はありません。

3. 注記事項

(貸借対照表関係)

- (1) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しています。
- (2) 関係会社に対する金銭債権および金銭債務は、次のとおりです。

短期金銭債権 35,631百万円

短期金銭債務 8,643百万円

- (3) 有形固定資産の減価償却累計額は11,417百万円です。
- (4) 貸借対照表に計上した固定資産のほか、リース契約により使用している電子計算機一式ほかがあります。
- (5) 保証債務残高は540百万円です。
- (6) 商法施行規則第124条第3号に規定する増加純資産額は、1,592百万円です。

(損益計算書関係)

- (1) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しています。
- (2) 関係会社との取引高は、次のとおりです。

売 上 高 48,200百万円

仕 入 高 17,621百万円

営業取引以外の取引高 2,498百万円

(3) 1株当たり当期純利益は130円74銭です。

利益処分案

科	目		金	額
当期未如	L 分 利	益	6,310,216,7	円 755
これを次のとお	り処分しま	す。		
利 益 個 (1株にご	记 当)き13円)	金	576,236,4	401
役 員 賞 (うち監査	賞 与 役 賞 与 金)	金	70,700,0 (6,900,0	
任 意 和	黄 立	金		
別 途	積 立	金	4,600,000,0	000
次 期 繰	越 利	益	1,063,280,3	354

⁽注) 1. 平成17年12月10日に576,317,040円(1株につき13円)の中間配当を実施しました。

^{2.} 利益配当金は、自己株式1,439,613株の配当金を除いて計算しています。

独立監査人の監査報告書

平成18年5月16日

日本光電工業株式会社 取締役会御中

東陽監査法人

指定社員 公認会計士宮崎敬之® 業務執行社員 公認会計士宮崎敬之®

指定社員 公認会計士篠崎 卓印 業務執行社員

当監査法人は、旧「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第2条第1項の規定に基づき、日本光電工業株式会社の平成17年4月1日から平成18年3月31日までの第55期営業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、営業報告書(会計に関する部分に限る。)及び利益処分案並びに附属明細書(会計に関する部分に限る。)について監査を行った。なお、営業報告書及び附属明細書について監査の対象とした会計に関する部分は、営業報告書及び附属明細書に記載されている事項のうち会計帳簿の記録に基づく記載部分である。この計算書類及び附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及び附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及び附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及び附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。なお、この監査は、当監査法人が必要と認めて実施した子会社に対する監査手続を含んでいる。

監査の結果、当監査法人の意見は次のとおりである。

- (1) 貸借対照表及び損益計算書は、法令及び定款に従い会社の財産及び損益の状況を正しく示しているものと認める。
- (2) 営業報告書(会計に関する部分に限る。)は、法令及び定款に従い会社の状況を正しく示しているものと認める。
- (3) 利益処分案は、法令及び定款に適合しているものと認める。
- (4) 附属明細書(会計に関する部分に限る。)について、旧商法の規定により指摘すべき事項はない。 会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査報告書

当監査役会は、平成17年4月1日から平成18年3月31日までの第55期営業年度の取締役の職務の執行に関して各監査役から監査の方法及び結果の報告を受け、協議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役の監査の方法の概要

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、当期の監査の方針、業務の分担等に従い、取締役会 その他重要な会議に出席するほか、取締役、内部監査部門等から営業の報告を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧 し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査し、子会社に対しても営業の報告を求め、必要に応じて子会社に赴き、業務及び財産の状況を調査しました。また、会計監査人の独立性を確認し、会計監査人から随時報告及び説明を受け、計算書類及び附属明細書につき検討を加えました。

取締役の競業取引、取締役と会社間の利益相反取引、会社が行った無償の利益供与、子会社又は株主との通例的でない取引並びに自己株式の取得及び処分等に関しては、上記の監査の方法のほか、必要に応じて取締役等から報告を求め、当該取引の状況を詳細に調査いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 会計監査人東陽監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (2) 営業報告書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- (3) 利益処分に関する議案は、会社財産の状況その他の事情に照らし指摘すべき事項は認められません。
- (4) 附属明細書は、記載すべき事項を正しく示しており、指摘すべき事項は認められません。
- (5) 取締役の職務遂行に関しては、子会社に関する職務を含め、不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

なお、取締役の競業取引、取締役と会社間の利益相反取引、会社が行った無償の利益供与、子会社又は株主との通例的でない取引並びに自己株式の取得及び処分等についても取締役の義務違反は認められません。

平成18年5月19日

日本光電工業株式会社 監査役会

常勤監査役 伊地知 溫 威 邱

常勤監査役 斉 藤 久 印

監査役青木邦泰印

監 音 役 加 藤 修 邱

(注) 監査役青木邦泰、加藤修の両氏は、旧「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第18条第1項に定める社外 監査役であります。

連結貸借対照表

(平成18年3月31日現在)

科目	金額	科 目	金額
(資 産 の 部)	百万円	(負 債 の 部)	百万円
 流 動 資 産	58,450	流動負債	27,296
現 金 及 び 預 金	10,847	支払手形及び買掛金	17,349
受取手形及び売掛金	29,568	短期借入金 未 払 金	3,002
たな卸資産	14,082	木 払 払	672 2,359
	•	一 未 払 費 用	1,760
	3,009	賞与引当金	1,067
そ の 他	1,064	そ の 他	1,084
貸倒引当金	122	固定負債	336
固 定 資 産	15,060	長期借入金	16
有 形 固 定 資 産	8,540	役員退職慰労金引当金	255
建物及び構築物	2,914	繰延税金負債	44
 機械装置及び運搬具	716	その他	19
 工具器具及び備品	2,126	負債合計	27,632
土 地	2,499	(少数株主持分)	
建設仮勘定	283	少 数 株 主 持 分	337
無形固定資産	698	(資本の部)	
投資その他の資産	5,821	資 本 金	7,544
 投資有価証券	4,680	資本剰余金	10,485
操延税金資産	23	利 益 剰 余 金	26,990
- *** こ が	1,498	その他有価証券評価差額金	1,596
·		為替換算調整勘定	61
貸倒引当金	380	自己株式	1,014
		資本合計	45,540
資産合計	73,510	負債、少数株主持分及び資本合計	73,510

連結損益計算書

7 平成17年4月1日から 、平成18年3月31日まで)

科	E	1	金	額
売	Ŀ	高	90,367	百万円
売	上原	価	47,407	
売	上総利	益		
			42,960	
販	売費及び一般管	理費	35,545	
	営業利益		7,414	
営 業	外 収 益		938	
受	取 利 息 及 び 配	当 金	89	
為	替 差	益	416	
₹	Ø	他	432	
営業	外 費 用		269	
支	払 利	息	69	
ર	Ø	他	199	
	経 常 利 益		8,083	
特別	利 益		204	
投	資 有 価 証 券 売	却 益	190	
関	連会社株式等売	却益	13	
特別	損 失		27	
社	葬	用	27	
 税 金 等	調整前当期純	利 益	8,260	
法人税、		業税	3,162	
法人			733	
少数	株 主 利	益	43	
当期	純利	益	5,788	

連結計算書類作成の基礎となる重要な事項

1. 連結の範囲に関する事項

連結子法人等の数 25社

主要な連結子法人等

(国内) 日本光電東京㈱

日本光電関西㈱

日本光電富岡㈱ 他12社

(海外) 日本光電アメリカ(株)

日本光電ヨーロッパ(有) 他8社

非連結子法人等はありません。

2. 持分法の適用に関する事項

持分法適用会社の数1 社

(国内) ㈱コンコルド電子工業

持分法非適用関連会社はありません。

3. 連結子法人等の事業年度に関する事項

連結子法人等のうち、上海光電医用電子儀器侑およびメディネット光電医療軟件上海侑の決算日は、12月31日ですが、連結決算日(3月31日)との差異が3ヵ月を超えていないため、連結に際しては、当該決算日の計算書類を使用し、かつ連結決算日との間に発生した重要な取引については連結上必要な調整を行っています。

- 4. 会計処理に関する事項
 - (1) 有価証券の評価基準および評価方法

その他有価証券

・時 価 の あ る も の: 決算期末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部資本直入法により処理し、

売却原価は移動平均法により算定)

- ・時 価 の な い も の:移動平均法による原価法
- (2) たな卸資産の評価基準および評価方法

評価基準は原価法、評価方法は主として次の方法によっています。

商品・製品・半製品:総平均法

仕 掛 品:個別法

原 材料・貯蔵品:最終什入原価法

(3) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産:当社および国内連結子法人等は、主として定率法(ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(附属

設備を除く)は定額法)を採用し、海外連結子法人等は、主として定額法を採用しています。

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物及び構築物 4~50年

機械装置及び運搬具 2~15年

無形固定資産:定額法を採用しています。 ソフトウエアについては利用可能期間(3~5年)による定額法を採用して

います。

(4) 重要な引当金の計上の方法

貸 倒 引 当 金:債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により貸倒懸念債権等特定 債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しています。

賞 与 引 当 金:従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額基準に基づき計上しています。

退 職 給 付 引 当 金:従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務および年金資産の見込

額に基づき計上しています。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の期間(5年)による定率法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理することとしています。

なお、当連結会計年度末における年金資産が退職給付債務を上回るため、前払年金費用(56百万円)を投資その他の資産の「その他」に含めて計上しています。

役員退職慰労金引当金:役員の退職慰労金の支出に備え、内規に基づく当期末要支給相当額を計上しています。

(5) 重要な外貨建の資産または負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しています。 なお、 海外連結子法人等の資産および負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益および費用は、期中平均相 場により円貨に換算し、換算差額は少数株主持分および資本の部における為替換算調整勘定に含めて計上しています。

(6) 重要なリース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引 に係る方法に準じた会計処理によっています。

(7) 重要なヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法:繰延ヘッジ処理によっています。

ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段:デリバティブ取引(為替予約取引)

ヘッジ対象:外貨建予定取引

ヘッジ方針:外貨建予定取引の為替変動リスクをヘッジするため、為替予約取引を行うものとしています。

ヘッジの有効性評価の方法:ヘッジ対象である外貨建予定取引とヘッジ手段とした為替予約取引は、重要な条件が同一で すので、有効性判定を省略しています。

(8) 連結子法人等の資産および負債の評価方法

連結子法人等の資産および負債の評価については、全面時価評価法を採用しています。

(9) 連結調整勘定の償却に関する事項

連結調整勘定の償却については、発生時に全額償却しています。

(10)消費税等の会計処理

消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。

(11)連結計算書類の用語および様式

連結計算書類の用語または様式の記載については、商法施行規則第200条の規定に基づいています。

5. 会計方針の変更

(固定資産の減損に係る会計基準)

当連結会計年度より、固定資産の減損に係る会計基準(「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」(企業会計審議会 平成14年8月9日))および「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第6号平成15年10月31日)を適用しています。これによる損益への影響はありません。

連結貸借対照表注記

- 1. 有形固定資産の減価償却累計額は、16,068百万円です。
- 2. 受取手形割引高 944百万円
- 3. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しています。

連結損益計算書注記

- 1. 1株当たり当期純利益は、128円56銭です。
- 2. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しています。

独立監査人の監査報告書

平成18年5月18日

日本光電工業株式会社 取締役会御中

東陽監査法人

指定社員 公認会計士 宮崎 敬之 印

指定社員 公認会計士 篠崎 卓 印 業務執行社員

当監査法人は、旧「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第19条の2第3項の規定に基づき、日本光電工業株式会社の平成17年4月1日から平成18年3月31日までの第55期営業年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表及び連結損益計算書について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。なお、この監査は、当監査法人が必要と認めて実施した子会社又は連結子会社に対する監査手続を含んでいる。

監査の結果、当監査法人は、上記の連結計算書類が、法令及び定款に従い日本光電工業株式会社及びその連結子 法人等から成る企業集団の財産及び損益の状態を正しく示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

連結計算書類に係る監査役会の監査報告書 謄本

連結計算書類に係る監査報告書

当監査役会は、平成17年4月1日から平成18年3月31日までの第55期営業年度の連結計算書類(連結貸借対照表及 び連結損益計算書)に関して各監査役から監査の方法及び結果の報告を受け、協議の上、本監査報告書を作成し、以 下のとおり報告いたします。

1. 監査役の監査の方法の概要

各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、業務の分担等に従い、連結計算書類について取締役等及び会計監査人から報告及び説明を受け、監査いたしました。

2. 監査の結果

会計監査人東陽監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成18年5月19日

日本光電工業株式会社 監査役会

- 常勤監査役 伊地知 溫 威 邱
- 常勤監査役 斉 藤 久 卿
- 監 査 役 青 木 邦 泰 邱
- 監 査 役 加 藤 修 邱

(注) 監査役青木邦泰、加藤修の両氏は、旧「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第18条第1項に定める社外 監査役であります。

以上

議決権の行使についての参考書類

1. 総株主の議決権の数

442,690個

2. 議案および参考事項

第1号議案 第55期利益処分案承認の件

議案の内容は、添付書類(16頁)に記載のとおりであります。

利益の配分につきましては、企業体質の強化と将来の事業発展に備えるための内部留保の充実に配慮しながら、株主の皆様には長期に亘って安定的な配当を継続することを基本方針としております。

当期の利益配当金につきましては、引き続き業績が順調に推移しましたので、株主の皆様のご支援にお応えするため、1株につき13円とさせていただきたいと存じます。 これにより、年間配当金は6円増配の26円(中間配当金13円)となります。

当期の役員賞与金につきましては、当期の業績を勘案して期末時の取締役13名および監査役4名に対し、役員賞与金70,700,000円(うち監査役賞与金6,900,000円)を支給いたしたいと存じます。

第2号議案 定款一部変更の件

- 1. 変更の理由
 - (1)「会社法」(平成17年法律第86号)が平成18年5月1日に施行されたことに伴い、定款に 定めることで可能となる事項に関し、以下の変更を行うものであります。

単元未満株主の権利を明確にするため、変更案第10条を新設するものであります。

必要に応じて、株主総会参考書類等をインターネットを利用する方法により開示できるようにするため、変更案第17条を新設するものであります。

必要が生じた場合に、書面または電磁的方法により取締役会の決議を機動的に行うことができるよう、変更案第26条を新設するものであります。

社外監査役の招聘を容易にするために、社外監査役との間で責任を限定する旨の契約を 締結できるよう、変更案第37条第2項を新設するものであります。

- (2) 会社法の施行に合わせ、会社法の条文や文言に合わせるなど、次のとおり所要の変更を行うものであります。
 - 「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(平成17年法律第87号)に基づき、会社法施行とともに、定款に定めがあるとみなされる事項につき規定を新設、変更するものであります。(変更案第4条、同第7条および同第12条)
 - その他会社法の規定に合わせ、必要な規定の加除・修正、用語の変更等所要の手当てを加えるものであります。
- (3) 取締役会決議によって、取締役および監査役の責任を法令の範囲内で一部免除できる制度を導入することにより、取締役および監査役が期待される役割を十分に発揮できるよう、

変更案第29条および同第37条第1項を新設するものであります。 なお、変更案第29条の新設に関しましては、監査役の全員一致による監査役会の同意を得ております。

- (4) 現在4名以内となっている監査役の員数を5名以内とし、取締役の職務執行に対する監査体制の強化に対応するものであります。(変更案第30条)
- (5) その他この機会に、全般にわたり字句および構成の整理を行うとともに、上記の変更に伴い対応する条数の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(変更部分は下線 で示します。)

	(XXIII/IIII IIII IIIII IIII IIII IIII IIII IIII IIII IIII IIII IIIII IIIII IIII IIII IIII IIII IIII IIII IIII IIIII IIII IIII IIII IIII IIII IIII IIII IIII IIIII IIII IIII IIII IIII IIII IIII IIII IIII IIIII IIII IIII IIII IIII IIII IIII IIII IIII IIIII IIII IIII IIII IIII IIII IIII IIII IIII III
現 行 定 款	変 更 案
第1章 総則	第1章 総則
(商 号)	(商 号)
第1条 (条文省略)	第1条 (現行どおり)
(目 的)	(目 的)
第2条 (条文省略)	第2条 (現行どおり)
(本店の所在地)	(本店の所在地)
第3条 当会社 <u>の本店</u> は、東京都新宿区に置く。	第3条 当会社は、 <u>本店を</u> 東京都新宿区に置く。
	(機 関)
	第4条 当会社は、株主総会および取締役のほか、次の
	<u>機関を置く。</u>
(新設)	<u>(1) 取締役会</u>
	<u>(2) 監査役</u>
	<u>(3) 監査役会</u>
	<u>(4) 会計監査人</u>
(公告)	(公告 <u>方法</u>)
第 <u>4</u> 条 当会社の公告は、電子公告 <u>により行う</u> 。ただ	、
 し、電子公告によることができない事故その他	 し、事故その他のやむを得ない事由 <u>によって電</u>
ーニーニー 新聞に掲載して行う。	
	1

現 行 定 款	変 更 案		
第2章 株式	第2章 株式		
(<u>会社の発行する株式の総数</u>)	(発行可能株式総数)		
第 <u>5</u> 条 当会社の <u>発行する株式の総数</u> は、98,986千株と	第 <u>6</u> 条 当会社の <u>発行可能株式総数</u> は、98,986千株とす		
する。 <u>ただし、株式消却が行われた場合には、</u>	ა .		
<u>これに相当する株式数を減ずる。</u>			
	(株券の発行)		
(新設)	第7条 当会社は、株式に係る株券を発行する。		
(自己株式の取得)	(自己 <u>の</u> 株式の取得)		
第6条 当会社は、商法第211条ノ3第1項第2号の規	第8条 当会社は、会社法第165条第2項の規定によ		
定により、取締役会の決議 <u>をもって</u> 自己株式を	り、取締役会の決議 <u>によって市場取引等により</u>		
<u>買受ける</u> ことができる。	自己 <u>の</u> 株式を <u>取得する</u> ことができる。		
(<u>1 単元の株式の数</u> および単元未満株券の不発行)	(<u>単元株式数</u> および単元未満株券の不発行)		
第 <u>7</u> 条 当会社の <u>1単元の株式の数</u> は、100株とする。	第 <u>9</u> 条 当会社の <u>単元株式数</u> は、100株とする。		
2. 当会社は、 <u>1単元の株式の数に満たない株式</u>	2. 当会社は、 <u>単元未満株式に係る</u> 株券を発行しな		
(以下「単元未満株式」という。) に係わる株券	l I.		
を発行しない。			
	(単元未満株式についての権利)		
	第10条 当会社の株主(実質株主を含む。以下同じ。)		
	<u>は、その有する単元未満株式について、次に掲</u>		
	<u>げる権利以外の権利を行使することができな</u>		
	<u>l I。</u>		
(新設)	(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利		
	(2) 会社法第166条第1項の規定による請求をす		
	<u>る権利</u>		
	(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割		
	当ておよび募集新株予約権の割当てを受け		
	<u>る権利</u>		
	<u>(4) 次条に定める請求をする権利</u>		

	現 行 定 款	変 更 案		
(単元未	満株式の買増し)	(単元未満株式の買増し)		
第 <u>8</u> 条	当会社の <u>単元未満株式を有する</u> 株主 <u>(実質株主</u>	第 <u>11</u> 条 当会社の株主は、株式取扱規則に定めるところ		
	<u>を含む。以下同じ)</u> は、株式取扱規則に定める	により、その <u>有する</u> 単元未満株式の数と併せて		
	ところにより、その単元未満株式の数と併せて	<u>単元株式数</u> となる <u>数の</u> 株式を売り渡す <u>こと</u> を請		
	<u>1 単元の株式の数</u> となる <u>べき</u> 株式を売り渡す <u>べ</u>	求することができる。		
	<u>き旨</u> を請求することができる。			
(株式取	<u>扱規則)</u>			
第9条	当会社の株券の種類、株式の名義書換、質権の			
	登録、信託財産の表示、株券の再発行、株券喪			
	失登録手続、単元未満株式の買取りおよび買増	(削除)		
	<u>しその他株式に関する手続ならびに手数料につ</u>			
	<u>いては、取締役会の定める株式取扱規則によ</u>			
	<u>る。</u>			
(<u>名義書</u>	<u>換代理人</u>)	(株主名簿管理人)		
第 <u>10</u> 条	当会社は、 <u>株式につき名義書換代理人</u> を置く。	第 <u>12</u> 条 当会社は、 <u>株主名簿管理人</u> を置く。		
<u>2</u> .	当会社の株主名簿および実質株主名簿ならびに			
	株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱			
	場所に備え置き、株式の名義書換、株券喪失登	(削除)		
	録手続、単元未満株式の買取りおよび買増しそ			
	の他株式に関する事務は、名義書換代理人に取			
	<u>扱わせる。</u>			
		2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取		
	(新設)	<u>締役会の決議によって定め、これを公告する。</u>		
		3. 当会社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下		
		同じ。)、新株予約権原簿および株券喪失登録		
	(新設)	簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿、新		
	(
	(1000)	株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事		

<u>においては取り扱わない。</u>

現 行 定 款	変 更 案
	(株式取扱規則)
	 第13条 当会社の株式に関する取扱いおよび手数料は、
(新設)	<u>法令または本定款のほか、取締役会において定</u>
	める株式取扱規則による。
(基準日)	
第11条 当会社の定時株主総会において、権利を行使す	
べき株主は、毎年3月31日最終の株主名簿およ	
び実質株主名簿に記載または記録された株主と	
<u>する。</u>	
2. 前項のほか、必要ある場合には、取締役会の決	(削除)
議により、予め公告して一定の日の最終の株主	
<u>名簿および実質株主名簿に記載または記録され</u>	
た株主または登録質権者をもって、その権利を	
<u>行使することのできる株主または登録質権者と</u>	
<u>することができる。</u>	
第3章 株主総会	第3章 株主総会
(招集)	(招集)
第 <u>12</u> 条 定時株主総会は、毎年6月に招集 <u>する。また</u> 臨	第 <u>14</u> 条 <u>当会社の</u> 定時株主総会は、毎年6月に <u>これを</u> 招
時株主総会は、必要あるときに随時招集する。	集 <u>し、</u> 臨時株主総会は、必要あるときに随時 <u>こ</u>
	<u>れを</u> 招集する。
2. 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除	
き、取締役会の決議にもとづき代表取締役社長	(削除)
<u>がこれを招集する。</u>	
	(定時株主総会の基準日)
(新設)	第15条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎
	年3月31日とする。

(議長) 第13条 株主総会の議長は、代表取締役社長がこれにあたる。 2. 代表取締役社長に事故があるときは、予め取締役が上版であたる。 2. 代表取締役社長に事故があるときは、予め取締役を行成したものとの定めた順序により、他の出席取締役が上地会を招集し、議長となる。 (株主総会を招集し、議長となる。(株主総会を招集し、議長となる。(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供主総会参考書類をした表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところにより、株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合のほか、出席した株主の議決権のの過半数によってこれを決める。 2. 商法第343条に定める特別決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上にあたる多数によってこれを決める。 (議議の代理行使) 第15条 株主が代理人をもって議決権を行使するときには、その代理人は、当会社の議決権を有する株主であることを要する。 (新設) 第19条 株主が代理人をもって議決権を行使するときには、その代理行使) 第19条 株主が代理人をもって議決権を行使するときには、その代理人は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。 2. 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。 2. 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。 2. 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。 2. 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。 2. 株主は、対会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。 2. 株主は、対会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。 2. 株主は、対会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。 2. 株主は、対会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。 2. 株主は、対会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。 2. 株主はたば理人は、株主総会のごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならないませいませいませいませいませいませいませいませいませいませいませいませいませい		
 第13条 株主総会の議長は、代表取締役社長がこれにあたる。 2. 代表取締役社長に事故があるときは、子め取締役会の定めた順序により、他の出席取締役がこれにあたる。 (新設) (新設) 第16条 株主総会は、代表取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に近い、他の取締役が抹主総会を招集し、議長となる。 (株主総会の招集に際し、株主総会を考書類等のインターネット開示とみなし提供) 第17条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) 第17条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) 第17条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。 (決議の方法) 第14条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合のほか、出席した未主の議決権の過半数をもってもままが出席し、その議決権を3分の1以上をもする株主が出席し、その議決権を3分の1以上をもする本株主が出席し、その議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。 (議決権の代理行使) 第19条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。 2. 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。 2. 株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を 	現 行 定 款	変 更 案
 たる。 2. 代表取締役社長に事故があるときは、予め取締役会の定めた順序により、他の出席取締役がこれにあたる。 (新設) (新設) 第17条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類・事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。 (決議の方法) 第14条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合の底か、出席した株主の議決権の通半数によってこれを決める。 2. 商法第343条に定める特別決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上にあたる多数によってこれを決める。 (議決権の代理行使) 第15条 株主が代理人をもって議決権を行使するとき、現締役社長に事故があるときは、取締役会においてるらかじめ定めた順序に従い、他の取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役会においてある方法を表表できる書類等のインターネット開示とみなし提供を表書類事業報告、計算書類および連続音を、法務省令に定めるところに従いインターネットを記載を表示をすべき事項に係る情報を、法総会の決議に、法令または本定款に別段の定めがある場合を終き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。 (議決権の代理行使) 第15条 株主が代理人をもって議決権を行使するとき、収締の技術を行使することができる株主の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。 第16条 株主が、法のようを表述を表する場合を終されるのは、表述を表示となる。 (議長となる。 (株主総会の招集に際し、株主総会の搭集に際し、株主総会参書類類のインターネット開示とみるの表表表示をすべき事項に係る情報を表示をすると述るの方法の表述を表示をすべき事項に係る情報を表示を表示といると述れるの表述を表示を表示といるといると述るの表述を表示を表示といると述るの表述を表示といると述るの表述を表示といると述るの表述を表示といると述るの表述を表示となる。 第16条 株主総会の決議は、法令または本を会の決議を表示を表示といると述るの表述を表示を表示といると述るとは、取締会会を表すといると述るの表述を表示といると述るの表述を表示といるの表述を表示となる。 (決議となる。 (決議となる。 (本主総会のおよりは、株主総会の対策を表示を表示を表示といるの表述を表示を表示となる。 (決議となる。 (本主総会のおようなの表述を表示といるの表述を表示となる。 (表述のようなの表述を表示となる。 (表述を表示となるの表述を表示となる。 (表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表	(議 長)	(<u>招集権者および</u> 議長)
 2. 代表取締役社長に事故があるときは、予め取締役会の定めた順序により、他の出席取締役がこれにあたる。 (新設) (新記) (新設) (新記) (新記) (新記) (新記) (新記) (大主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) (株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) (株主総会のお集に際し、株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供 (大主記会会参考書類等のインターネット開示とみなし提供 (大主記会会参考書類等のインターネット開示とみなし提供 (大主記会会のおまたは表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。 (決議の方法) 第18条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。 (議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上を有するときでは、表記を指し、表記を指しま決権の3分の2以上を有する未まが出席し、その議決権の3分の2以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。 (議決権の代理行使) 第16条 株主が代理人をもって議決権を行使することができる。 (議決権の代理行使) 第19条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。 2. 株主はとして、その議決権を行使することができる。 2. 株主または表示をがときは、取締役会にとには、表記を対しましましましましましましましましましましましましましましましましましましま	第 <u>13</u> 条 株主総会 <u>の議長</u> は、代表取締役社長がこれ <u>にあ</u>	第 <u>16</u> 条 株主総会は、代表取締役社長がこれ <u>を招集し、</u>
(新設) (新設) (新設) (新設) (新設) (新設) (新設) (新設)	<u>たる。</u>	<u>議長となる。</u>
## ## ## ## ## ## ## ## ## ## ## ## ##	2. 代表取締役社長に事故があるときは、 <u>予め</u> 取締	2. 代表取締役社長に事故があるときは、取締役会
(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) 第17条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。 (決議の方法) 第14条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合のほか、出席した株主の議決権の過半数によってこれを決める。 2. 商法第343条に定める特別決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上にあたる多数によってこれを決める。 2. 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の2以上をもって行う。 (議決権の代理行使) 第15条 株主が代理人をもって議決権を行使するときは、その代理人は、当会社の議決権を行すする株主に対して現代をもつて対決権を行使することができる。 第19条 株主は、当会社の議決権を行することができる。 2. 株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を	役会 <u>の</u> 定めた順序に <u>より</u> 、他の <u>出席</u> 取締役が <u>こ</u>	<u>においてあらかじめ</u> 定めた順序に <u>従い</u> 、他の取
(新設) (新設) 第17条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参 考書類、事業報告、計算書類および連結計算書 類に記載または表示をすべき事項に係る情報 を、法務省令に定めるところに従いインターネ ットを利用する方法で開示することにより、株 主に対して提供したものとみなすことができ る。 (決議の方法) 第14条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定 めがある場合のほか、出席した株主の議決権の 過半数によってこれを決める。 2. 商法第343条に定める特別決議は、総株主の議 決権の3分の1以上を有する株主が出席し、そ の議決権の3分の2以上にあたる多数によって これを決める。 (議決権の代理行使) 第15条 株主が代理人をもって議決権を行使するとき は、その代理人は、当会社の議決権を行する株主の議決権の代理行使) 第16条 株主が代理人をもって議決権を行使するとき は、その代理人は、当会社の議決権を有する株 主であることを要する。 2. 株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を	<u>れにあたる。</u>	締役が <u>株主総会を招集し、議長となる。</u>
(新設) 第17条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。 (決議の方法) 第14条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合のほか、出席した株主の議決権の過半数によってこれを決める。 2. 商法第343条に定める特別決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上にあたる多数によってこれを決める。 (議決権の代理行使) 第15条 株主が代理人をもって議決権を行使するときは、その代理人は、当会社の議決権を行する株主で持定を行けます。とを要する。 (議決権の代理行使) 第19条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行することができる。 2. 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行することができる。 2. 株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を		(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提
(新設) 考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。 (決議の方法)		<u>供)</u>
(新設) 類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。 (決議の方法) 第14条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合のほか、出席した株主の議決権の過半数によってこれを決める。 (決議の方法) 第18条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上にあたる多数によってこれを決める。 2. 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の2以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。 2. 株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を		第17条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参
(決議の方法) 第14条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合のほか、出席した株主の議決権の過半数によってこれを決める。 2. 商法第343条に定める特別決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上にあたる多数によってこれを決める。 (議決権の代理行使) 第15条 株主が代理人をもって議決権を行使するときは、その代理人は、当会社の議決権を有する株主に対して理行使) 第15条 株主が代理人をもって議決権を行使するときは、その代理人は、当会社の議決権を有する株主を行使することができる。 2. 株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を		考書類、事業報告、計算書類および連結計算書
(決議の方法) 第14条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合のほか、出席した株主の議決権の過半数によってこれを決める。 2. 商法第343条に定める特別決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上にあたる多数によってこれを決める。 (議決権の代理行使) 第15条 株主が代理人をもって議決権を行使するときは、その代理人は、当会社の議決権を有する株主が出席し、そので理人は、当会社の議決権を有する株主であることを要する。 2. 株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を	(新設)	<u>類に記載または表示をすべき事項に係る情報</u>
主に対して提供したものとみなすことができる。		<u>を、法務省令に定めるところに従いインターネ</u>
(決議の方法) 第14条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合のほか、出席した株主の議決権の過半数によってこれを決める。 2. 商法第343条に定める特別決議は、総株主の議決権の過半数をもって行う。決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上にあたる多数によってこれを決める。 2. 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。(議決権の代理行使) 第15条 株主が代理人をもって議決権を行使するときは、その代理人は、当会社の議決権を有する格主が出席し、その議決権を行使することができる株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。(議決権の代理行使) 第19条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。 2. 株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を		<u>ットを利用する方法で開示することにより、株</u>
(決議の方法) 第14条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合のほか、出席した株主の議決権の過半数によってこれを決める。 2. 商法第343条に定める特別決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上にあたる多数によってこれを決める。 2. 全社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の2以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。 (議決権の代理行使) 第15条 株主が代理人をもって議決権を行使するときは、その代理人は、当会社の議決権を有する株主が出席し、その議決権を有する性は、その代理人は、当会社の議決権を有するとができる。 2. 株主は、当会社の議決権を行使することができる。 2. 株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を		<u>主に対して提供したものとみなすことができ</u>
第14条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合のほか、出席した株主の議決権の過半数をもってれを決める。 第18条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。 2. 商法第343条に定める特別決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上にあたる多数によってこれを決める。 2. 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。 (議決権の代理行使) 第15条 株主が代理人をもって議決権を行使するときは、その代理人は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。 2. 株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を		<u>გ.</u>
のがある場合 <u>のほか</u> 、出席した株主の議決権の過半数 <u>によってこれを決める。</u> 2. <u>商法第343条</u> に定める <u>特別</u> 決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上 <u>にあたる多数によってこれを決める。</u> (議決権の代理行使) 第15条 株主が代理人をもって議決権を行使するときは、その代理人は、当会社の議決権を有する株主が出席し、その議決権を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。 (議決権の代理行使) 第15条 株主が代理人をもって議決権を行使するときは、その代理人は、当会社の議決権を有する格主が出席し、その議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。 2. 株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を	(決議の方法)	(決議の方法)
過半数によってこれを決める。 2. <u>商法第343条</u> に定める特別決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上にあたる多数によってこれを決める。 (議決権の代理行使) 第15条 株主が代理人をもって議決権を行使するときは、その代理人は、当会社の議決権を有する株立は、当会社の議決権を有する株立は、当会社の議決権を有する株立とができる。 (議決権の代理行使) 第15条 株主が代理人をもって議決権を行使するときは、その代理人は、当会社の議決権を有する株立を行使するときは、その代理人は、当会社の議決権を有する性を行理人として、その議決権を行使することができる。 2. 株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を	第14条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定	第 <u>18</u> 条 株主総会の決議は、法令または <u>本</u> 定款に別段の
2. 商法第343条に定める特別決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上にあたる多数によってこれを決める。 2. 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。(議決権の代理行使) (議決権の代理行使) (議決権の代理行使) 第15条 株主が代理人をもって議決権を行使するときは、その代理人は、当会社の議決権を有する株主であることを要する。 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。 2. 株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を	めがある場合 <u>のほか</u> 、出席した株主の議決権の	定めがある場合 <u>を除き</u> 、出席した <u>議決権を行使</u>
決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上にあたる多数によってこれを決める。2. 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。(議決権の代理行使)(議決権の代理行使)第15条 株主が代理人をもって議決権を行使するときは、その代理人は、当会社の議決権を有する株を有する株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。主であることを要する。2. 株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を	過半数 <u>によってこれを決める。</u>	<u>することができる</u> 株主の議決権の過半数 <u>をもっ</u>
の議決権の 3 分の 2 以上にあたる多数によって これを決める。	2. <u>商法第343条</u> に定める <u>特別</u> 決議は、 <u>総</u> 株主の議	<u>て行う。</u>
これを決める。 1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。 (議決権の代理行使) (議決権の代理行使) 第15条 株主が代理人をもって議決権を行使するときは、その代理人は、当会社の議決権を有する株立、ことが主であることを要する。 第19条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。 主であることを要する。 2. 株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を	決権の3分の1以上を有する株主が出席し、そ	2. <u>会社法第309条第2項</u> に定める決議は、 <u>議決権</u>
	の議決権の 3 分の 2 以上 <u>にあたる多数によって</u>	<u>を行使することができる</u> 株主の議決権の3分の
(議決権の代理行使) (議決権の代理行使) (議決権の代理行使) 第15条 株主が代理人をもって議決権を行使するとき は、その代理人は、当会社の議決権を有する株 主であることを要する。 2. 株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を	<u>これを決める。</u>	1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3
第15条株主が代理人をもって議決権を行使するとき は、その代理人は、当会社の議決権を有する株 主であることを要する。第19条株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名 を代理人として、その議決権を行使することが 		分の2以上 <u>をもって行う。</u>
は、その代理人は、当会社の議決権を有する株 主であることを要する。を代理人として、その議決権を行使することが できる。2. 株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を	(議決権の代理行使)	(議決権の代理行使)
主であることを要する。 できる。 2. 株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を	第 <u>15</u> 条 株主 <u>が代理人をもって</u> 議決権を <u>行使するとき</u>	第 <u>19</u> 条 株主 <u>は、当会社の</u> 議決権を <u>有する他の株主1名</u>
	<u>は、その</u> 代理人 <u>は、当会社の</u> 議決権を <u>有する株</u>	<u>を</u> 代理人 <u>として、その</u> 議決権を <u>行使する</u> こと <u>が</u>
	<u>主である</u> こと <u>を要する。</u>	<u>できる。</u>
(新設) 証明する書面を当会社に提出しなければならな		2. 株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を
	(新設)	証明する書面を当会社に提出しなければならな

	現 行 定 款	変 更 案
(議事録	<u>{})</u>	
第16条	株主総会の議事の経過の要領およびその結果	<u>1</u>
	は、議事録に記載または記録し、議長ならびに	<u>-</u> (削除)
	出席した取締役がこれに記名捺印または電子署	<u> </u>
	<u>名を行うものとする。</u>	
	第4章 取締役および取締役会	第4章 取締役および取締役会
(取締役	<u>で</u> 員数)	(員 数)
第 <u>17</u> 条	当会社 <u>に</u> 取締役は18名以内 <u>を置く</u> 。	第 <u>20</u> 条 当会社 <u>の</u> 取締役は <u>、</u> 18名以内 <u>とする</u> 。
(取締役	<u>で</u> 選任)	(選任 <u>方法</u>)
第 <u>18</u> 条	取締役は、株主総会において選任する。	第21条 取締役は、株主総会において選任する。
2.	前項の選任については、総株主の議決権の3分	2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することが
	の1以上を有する株主が出席し、その <u>決議</u> をも	できる株主の議決権の3分の1以上を有する株
	って行う。	主が出席し、その <u>議決権の過半数</u> をもって行
3.	取締役の選任 <u>について</u> は、累積投票によらな	う。
	l1 _o	3. 取締役の選任 <u>決議</u> は、累積投票によらない <u>もの</u>
		<u>とする</u> 。
(取締役	<u>:の</u> 任期)	(任 期)
第 <u>19</u> 条	取締役の任期は、就任後2年内の最終の決算期	到 第 <u>22</u> 条 取締役の任期は、 <u>選任</u> 後2年 <u>以内に終了する事</u>
	に関する定時株主総会終結の時までとする。	<u>業年度のうち最終のもの</u> に関する定時株主総会
		<u>の</u> 終結の時までとする。
2.	<u>補欠</u> または <u>増員により就任した</u> 取締役の任期	2. <u>増員</u> または <u>補欠として選任された</u> 取締役の任期
	は、 <u>他の</u> 取締役の任期の満了 <u>すべき</u> 時までとす	は、 <u>在任</u> 取締役の任期の満了 <u>する</u> 時までとす
	వ 。	ప 。

	, + +		
	現 行 定 款		変 更 案
<u>(取締役:</u>	<u>会)</u>		
第20条	取締役会は、法令に定める事項のほか、業務執		
	行に関する重要事項の決定にあたる。		
<u>2</u> .	取締役会を招集するには、各取締役および各監		
	<u> 査役に対して会日から3日前に通知を発するも</u>		
	<u>のとする。ただし、緊急の必要あるときは、こ</u>		
	の期間を短縮することができる。		
3.	取締役会の議事は、取締役の過半数が出席し、		
	その出席取締役の過半数で決定する。		(削除)
4.	取締役会の議事の経過の要領およびその結果		
	は、議事録に記載または記録し、出席した取締		
	役および監査役は記名捺印または電子署名を行		
	<u>う。</u>		
5.	取締役会に関する事項については、特に法令ま		
	<u>たは定款に定めのあるもののほか、取締役会が</u>		
	定める取締役会規定による。		
		<u>(代表取</u>	締 役)
	(新設)	第23条	取締役会は、その決議によって代表取締役を選
			<u>定する。</u>
		(取締役	会の招集権者および議長)
		第24条	取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除
			き、代表取締役社長がこれを招集し、議長とな
			<u>3。</u>
	(新設)	<u>2</u> .	代表取締役社長に欠員または事故があるとき
			は、取締役会においてあらかじめ定めた順序に
			従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長と
			<u>なる。</u>

現 行 定 款	変 更 案			
	(取締役会の招集通知)			
	第25条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各			
	取締役および各監査役に対して発する。ただ			
	し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮			
(新設)	<u>することができる。</u>			
	2. 取締役および監査役の全員の同意があるとき			
	は、招集の手続きを経ないで取締役会を開催す			
	<u>ることができる。</u>			
	(取締役会の決議の省略)			
(新設)	第26条 当会社は、会社法第370条の要件を充たしたと			
	きは、取締役会の決議があったものとみなす。			
	(取締役会規定)			
	第27条 取締役会に関する事項は、法令または本定款の			
(新設)	<u>ほか、取締役会において定める取締役会規定に</u>			
	<u>よる。</u>			
(代表取締役)				
第21条 会社を代表すべき取締役は、取締役会の決議を	(削除)			
<u>もって定める。</u>				
(取締役の報酬)	(取締役の報酬 <u>等</u>)			
第22条 取締役の報酬および退職慰労金は、株主総会の	第28条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価と			
決議 <u>をもってこれを決</u> める。	して当会社から受ける財産上の利益(以下「報			
	酬等」という。)は、株主総会の決議によって			
	<u>定</u> める。			
	(取締役の責任免除)			
	第29条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、			
(2000)	会社法第423条第1項に定める取締役(取締役			
(新設)	であった者を含む。)の責任を、法令の限度に			
	おいて、取締役会の決議によって免除すること			
	<u>ができる。</u>			

現行定款

第5章 監査役および監査役会

(監査役の員数)

第<u>23</u>条 当会社<u>に</u>監査役は<u>4</u>名以内<u>を置く</u>。 (監査役の選任)

第24条 監査役は、株主総会において選任する。

<u>前項</u>の選任<u>について</u>は、<u>総</u>株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その<u>決議</u>をもって行う。

(監査役の任期)

第<u>25</u>条 監査役の任期は、<u>就任</u>後4年<u>内の最終の決算期</u> に関する定時株主総会終結の時までとする。

2. 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。

(監査役会)

第26条 監査役会は、法令に定める事項のほか、監査役 の職務の執行に関する重要事項の協議あるいは 決定にあたる。

- 2. 監査役会を招集するには、各監査役に対して会日から3日前に通知を発するものとする。ただし、緊急の必要あるときは、この期間を短縮することができる。
- 3. 監査役会の議事は、法令に別段の定めのある場合を除き、監査役の過半数で決定する。
- 4. 監査役会の議事の経過の要領およびその結果 は、議事録に記載または記録し、出席した監査 役は記名捺印または電子署名を行う。
- 5. 監査役会に関する事項については、特に法令または定款に定めのあるもののほか、監査役会が定める監査役会規定による。

変 更 案

第5章 監査役および監査役会

(員 数)

第<u>30</u>条 当会社<u>の</u>監査役は<u>、5</u>名以内とする。

(選任<u>方法</u>)

第31条 監査役は、株主総会において選任する。

2. <u>監査役</u>の選任<u>決議</u>は、<u>議決権を行使することができる</u>株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その<u>議決権の過半数</u>をもって行う。

(任期)

第32条 監査役の任期は、<u>選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のもの</u>に関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任 された監査役の任期は、退任した監査役の任期 の満了する時までとする。

(削除)

現 行 定 款	変 更 案			
(常勤監査役)	(常勤の監査役)			
第 <u>27</u> 条 監査役 <u>は、その互選により</u> 常勤監査役を <u>定め</u>	第 <u>33</u> 条 監査役 <u>会は、その決議によって</u> 常勤 <u>の</u> 監査役を			
<u> న.</u>	<u>選定する。</u>			
	第34条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各			
	<u>監査役に対して発する。ただし、緊急の必要が</u>			
(新設)	あるときは、この期間を短縮することができ			
	<u>る。</u>			
	2. 監査役全員の同意があるときは、招集手続きを			
	経ないで監査役会を開催することができる。			
	(監査役会規定)			
(新設)	第35条 監査役会に関する事項は、法令または本定款の			
	ほか、監査役会において定める監査役会規定に			
	<u>よる。</u>			
(監査役の報酬)	(監査役の報酬 <u>等</u>)			
第28条 監査役の報酬および退職慰労金は、株主総会の	第 <u>36</u> 条 監査役の報酬 <u>等</u> は、株主総会の決議 <u>によって定</u>			
決議 <u>をもってこれを決める。</u>	<u>める。</u>			
	(監査役の責任免除)			
	第37条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、			
	会社法第423条第1項に定める監査役(監査役			
	であった者を含む。)の責任を、法令の限度に			
	おいて、取締役会の決議によって免除すること			
(新設)	<u>ができる。</u>			
	2. 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、			
	社外監査役との間に、会社法第423条第1項に			
	<u>定める責任を限定する契約を締結することがで</u>			
	きる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額			
	<u>は、法令が規定する額とする。</u>			

現 行 定 款	変 更 案			
第6章 計算	第6章 計算			
(<u>営業</u> 年度)	(<u>事業</u> 年度)			
第 <u>29</u> 条 当会社の <u>営業</u> 年度は、毎年4月1日 <u>に始り</u> 翌	年 第 <u>38</u> 条 当会社の <u>事業</u> 年度は、毎年4月1日 <u>から</u> 翌年3			
3月31日 <u>に終る</u> 。	月31日 <u>までの1年とする</u> 。			
(<u>利益配当</u>)	(剰余金の配当の基準日)			
第 <u>30</u> 条 <u>利益配当金</u> は、毎年3月31日 <u>最終の株主名簿</u>	お 第 <u>39</u> 条 <u>当会社の期末配当の基準日</u> は、毎年3月31日 <u>と</u>			
よび実質株主名簿に記載または記録された株	<u>主</u> <u>する</u> 。			
<u>または登録質権者に支払う</u> 。				
(中間配当)	(中間配当)			
第31条 取締役会の決議により、毎年9月30日最終の	株 第 <u>40</u> 条 <u>当会社は、</u> 取締役会の決議に <u>よって</u> 、毎年9月			
主名簿および実質株主名簿に記載または記録	さ 30日 <u>を基準日として中間配当をする</u> ことができ			
れた株主または登録質権者に商法の規定によ	<u>3</u>			
金銭の分配(中間配当という)を支払うこと	が			
できる。				
(配当金の除斥期間)	(配当金の除斥期間)			
第32条 利益配当金または中間配当金は、支払開始の	日 第41条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の			
から <u>起算して</u> 3年を経過し <u>た</u> ときは、当会社	は 日から <u>満</u> 3年を経過し <u>てもなお受領されない</u> と			
支払 <u>の</u> 義務を免れる。	きは、当会社は <u>その</u> 支払義務を免れる。			
(附 則)				
第25条の規定にかかわらず、平成15年6月に招集する	(削除)			
時株主総会の終結前に在任する監査役については、な	<u></u>			
従前のとおり任期は3年とする。				

第3号議案 退任取締役に退職慰労金贈呈の件

取締役大野浩平氏は本総会終結の時をもって辞任されますので、その在任中の功労に報いるため、当社における一定の基準による相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈することとし、その具体的な金額、贈呈の時期、方法などは取締役会にご一任願いたいと存じます。 退任取締役の略歴は次のとおりであります。

l	氏	名			略	歴
大	野	浩	平	平成14年6月	当社取締役就任(現在)	

以上

У	Ŧ	欄			
			 	 ·····	

株主総会会場ご案内図



東京都新宿区西落合1丁目31番4号

日本光電工業株式会社

1号館 4階ホール

電話 (03) 5996-8000(代表)

交 通

都営大江戸線:落合南長崎駅下車 A1出口 徒歩約8分 西武新宿線:新井薬師前駅下車 南口 徒歩約15分 駐車場の用意がございませんのでお車でのご来場は、 ご遠慮くださいますようお願いいたします。